

1. 議事日程（令和3年第1回北広島町議会定例会）

令和3年2月10日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第1号	北広島町まちづくりセンター条例
日程第2	議案第2号	北広島町まちづくりセンター広場設置及び管理条例
日程第3	議案第3号	北広島町精神障害者医療費支給条例
日程第4	議案第4号	北広島町使用料条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第5号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号	北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号	北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第8号	北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第9号	北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第10号	芸北農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第11号	北広島町図書館条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第12号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第13号	大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例
日程第14	議案第14号	指定管理者の指定について
日程第15	議案第15号	令和3年度北広島町一般会計予算
日程第16	議案第16号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第17号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計予算
日程第18	議案第18号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第19	議案第19号	令和3年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第20	議案第20号	令和3年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第21	議案第21号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第22	議案第22号	令和3年度北広島町診療所特別会計予算
日程第23	議案第23号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算
日程第24	議案第24号	令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25	議案第25号	令和3年度北広島町水道事業会計予算
日程第26	発議第1号	北広島町監査委員条例の一部を改正する条例

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 湊 俊 文	2 番 美 濃 孝 二	3 番 真 倉 和 之
5 番 敷 本 弘 美	6 番 森 脇 誠 悟	8 番 山 形 し の ぶ
9 番 亀 岡 純 一	1 0 番 梅 尾 泰 文	1 2 番 服 部 泰 征
1 3 番 伊 藤 淳	1 4 番 中 田 節 雄	1 5 番 大 林 正 行
1 6 番 濱 田 芳 晴		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 中 原 健	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 清 見 宣 正	大朝支所長 竹 下 秀 樹	豊平支所長 細 川 敏 樹
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 畑 田 正 法	財政政策課長 植 田 優 香
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 沼 田 真 路	税務課長 矢 部 芳 彦
町民課長 槇 原 ナギサ	福祉課長 芥 川 智 成	保健課長 迫 井 一 深
農林課長 宮 地 弥 樹	商工観光課長 中 川 克 也	建設課長 川 手 秀 則
上下水道課長 砂 田 寿 紀	消 防 長 日 田 靖 成	学校教育課長 植 田 伸 二
生涯学習課長 西 村 豊	会計管理者 畑 田 朱 美	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 小 川 友 里 江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は議案の審議、採決となっております。なお採決では、挙手は分かりにくい点があったので、全て起立を今回は求めることとしますので、あらかじめお願いをしておきます。発言を行う際もマスクをしたまま、質疑、答弁、要点のみ簡潔に行ってください。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 北広島町まちづくりセンター条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第1、議案第1号、北広島町まちづくりセンター条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第1号、北広島町まちづくりセンター条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 北広島町まちづくりセンター広場設置及び管理条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第2、議案第2号、北広島町まちづくりセンター広場設置及び管理条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第2号、北広島町まちづくりセンター広場設置及び管理条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第3号 北広島町精神障害者医療費支給条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第3、議案第3号、北広島町精神障害者医療費支給条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第3号、北広島町精神障害者医療費支給条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第4号 北広島町使用料条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第4、議案第4号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。伊藤議員。
- 13番（伊藤 淳） 13番、伊藤 淳です。使用料に関してです。常任委員会の報告では、時間と面積などの条件を加味したものの料金ということでありました。ただ、こちらのほう、改正前の使用料等が比較としてはなかったの、聞きたいところとしては、住民にとって利用しやすい料金になっているかをお聞きいたします。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 庁舎に関する使用料でございます。比較という部分でありますけども、比較につきましては、これまでは本庁舎のみの使用料設定でありましたので、その他支所につきましては、新たな設定ということで比較はございません。利用につきましては、基本的には公共的に利用していただくというのが基本でございますので、一般的に開放するというふうなことはあまりないんじゃないかと思っております。一般的には地域づくりセンターとか、そこら辺を利用していただければと思っております。
- 議長（濱田芳晴） 伊藤議員。
- 13番（伊藤 淳） 一般利用が少ないということでしたが、一般利用、原則では分かるんですが、利用料の設定ということであれば、一般の方が使う可能性もなきにしもあらずといったところでしょうか。
- 議長（濱田芳晴） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 庁舎でありますので、行政財産ということで、使用することについて問題はありませんけども、考え方として、できれば公共的なものに使っていただきたいということでございます。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第4号、北広島町使用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第5号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第5、議案第5号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

○議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第5号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第6号 北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第6、議案第6号、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。料金の統一という考えのもとこういう料金にされたようですが、できるだけ利用しやすくするため、安くしようとの考えはあったのでしょうか、伺います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 安くというよりは、既存の料金を今回は時間単位にしたということでございます。まちづくりセンターにつきましては、他の地域づくりセンターとの比較検討等も行いながら設定した料金でございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 既存の料金というふうに言われましたが、これ一般質問でもありましたが、午前・午後・夜と、4時間、3時間半とかなってるんですが、それを時間単位にしたということなんでしょうか。それともう1つは、面積や設備で決めたという説明を受けておりますが、先ほどもありましたが、利用者はその施設にある会議室等の施設しか選択ができません。面積が少し違って、できるだけ同じ利用料にするのが利用者の立場に立った措置ではないかというふうに考えるんですが、そのような配慮はされておられるのでしょうか。伺います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 時間の設定につきましては、昼間の時間を基本として、時間料金を決定させていただきました。それから面積につきましては、他の施設等も面積按分、料金等も検討した上で面積の広さ、そういったものも含めて総合的に判断をして提案をさせてもらったものでございます。

○議長（濱田芳晴） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 質問の中で、利用者はその施設、センターの施設しか使えないんですね。ですから、例えば広さが倍になったから、例えば高い料金を払う、ほかよりですよ、比べて。そうじゃなくても、そこしかないんですから、同じような条件じゃないかというふうに考えることはできなかったのか、伺います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 施設等も更新されておりますし、そういった全体のバランスを考えての設定でございます。

○議長（濱田芳晴） そのほか質疑ありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第6号 北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。一般質問でも指摘しましたが、千代田のまちづくりセンターは、旧センターの大会議室や調理室を除き、1時間の利用料は150円、電気代が15円、冷暖房を使った場合に60円となっており、冷暖房を使っても1時間225円で利用されておられます。しかし新センターは、冷暖房費含めて300円の会議室等や400円となり、これまでと比べ1.3倍から2.4倍も値上げされています。さらには料金改定について、町民にも検討委員会にも諮らず、行政が一方的に決めたことも明らかになりました。料金は利用者にとっては大きな問題であり、町の憲法の町長がいうまちづくり基本条例第18条、まちづくりについての重要な条例を制定、または改廃しようとするときは、特別な場合を除いて、この特別な場合とは政策的な判断を必要としない場合、用語の変更など簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合、これらを除いて住民の参加を図るよう努めなければならないとしていますが、この料金改定について、全く住民の意見も聞かないで、町長先頭に条例を守っているというふうには言えないと思います。また、そもそも社会教育法第20条では、公民館は、住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としており、このサークル活動を応援することが自治体には求められているというふうに考えます。にもかかわらず、料金を大幅に引き上げることはこの目的に反しており、この条例には反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）
- 議長（濱田芳晴） 起立多数です。したがって、議案第6号、北広島町地域づくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第7号 北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第7、議案第7号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第7号、北広島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第8、議案第8号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

○議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第8号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第9号 北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第9、議案第9号、北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

○議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第9号、北広島町立保育所（園）設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第10号 芸北農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第10、議案第10号、芸北農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

○議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第10号、芸北農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第11号 北広島町図書館条例の一部を改正する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第11、議案第11号、北広島町図書館条例の一部を改正する条例を議

題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。服部議員。

- 12番（服部泰征） 12番、服部です。これ名称の変更は分かるんですけど、40ページの3番、使用料は許可の際納付しなければならないというのを削られてて、これだから、納付方法が変わったというか、そういう認識でいいんですかね。
- 議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 条例上では、使用料につきましては、許可の際に納付しなければならないというふうになっておりますが、これまでも実態としまして、例えば使用する際に冷暖房つけるかどうかといったところがありまして、使用後に納付をしていただいております。それによりまして、この条項を削除しまして、使用後に料金を納付していただくということでございます。
- 議長（濱田芳晴） 服部議員。
- 12番（服部泰征） 例えば、1か月まとめて払うとか、そういうのではなくて、事前から事後になっただけという形でいいですかね。
- 議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 1か月まとめてということではございませんで、使用するその日に納付をしていただくということでございます。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 美濃孝二です。北広島町千代田分館ですけれども、閉館時間を午後6時半としていますが、これを過ぎるとどういふような状態になるのでしょうか。図書の貸出しや返却はどのようになるのか伺います。
- 議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 千代田の地域づくりセンター内の千代田分館についてでございます。こちらにつきましては、開館時間を18時30分までとしまして、図書の返却については行うことができますが、貸出しについては行うことができないということになります。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 図書についてはそうですが、もう1点、委員会の説明では、消灯すると、あの部分を。また、例えば入れないようにするのかどうかという点について、どのようになるのか伺います。委員会でも議論になりましたが、仕事が終わってから、図書を見たいなど。働いている人の立場に立てば。そういう人はどうなるのか、全く入れなくなるのか、せっかくの施設なのになんか不公平じゃないかという意見があるんですが、どのように考えておられますか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 図書館の運用につきましては、現在、千代田の地域づくりセンターでは、5時15分以降はシルバーの対応として開館しているところでございます。そういったところで図書カードの発行であるとか、それから本館とのやりとり、本の予約でありますとか、県内の図書の相互貸借とか、そういったことがシルバー対応ではできないというところがありました。そういったところでトラブルも発生していたこともありまして、職員がいる18時30分までとさせていただきますのでございます。その図書館の運用というところで、開館についてなんですけど、これは今後実際運用しながら決めていくようになると思いますけど、基本的には、図書があるところへの立入りはできない。そして、そこを仕切るかどうかということも



ありますが、これは盗難等の予防とか、そういったところもありますので、できるだけ入館者の方が入れないような形といたしますか、そういうような対応になると思います。

- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第11号、北広島町図書館条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。文教厚生常任委員会でも議論しましたが、一つは、6時半に図書室部分が消灯、閉館になると、先ほど質疑で述べましたように、働いている方たちは図書の貸出しや閲覧などの利用ができない。また、現在の地域づくりセンターでは、親の帰りを待つ子供たちが利用する貴重な場となっているようであります。しかし、新センターでは、それも本を見ながら待つということができなくなるとの意見が出されました。せっかく多額の税金をかけた施設なのだから、できるだけ多くの方々に利用していただき、憩いの場やコミュニティの場にすべきと考え、6時半に図書部分を閉館せず、電灯つけて図書を読むことができるようにしたほうがいいと考え、6時半に消灯、閉館する、この条例には反対せざるを得ません。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）
- 議長（濱田芳晴） 起立多数です。したがって、議案第11号、北広島町図書館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第12号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第12、議案第12号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。本来、専門の教育を受けた支援員2人のところ、これまでは、うち1人は例えば県の研修を受けた補助員でもよかったんじゃないかと思うんですが、それについての確認と、しかし、この基準をさらに今回引下げ、何かあれば駆けつけることができる、近くにいる職員がいれば、支援員1人でもよくなったと解釈をしましたが、間違いはありませんでしょうか、伺います。
- 議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） まず、1点目の補助員ということでございますが、議員おっしゃるとおりでございます。また、今回児童クラブに基本的には2人の支援員が必要ですが、人数が少ない場合、その敷地内に他の事務に従事できる職員がいれば1人とすることができるというふうに改定するものでございます。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 敷地内といえ、例えば学校に放課後児童クラブの施設があれば、学校の職

員がいればいいということになるのでしょうか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村 豊） 敷地内と申しましたが、失礼いたしました。施設内ということでございまして、例えば放課後児童クラブを保育所が開設をしているような場合がありますが、そういった保育所の中で保育士さんがいるような場合でございます。例えば学校に併設をしています児童クラブに学校の教職員がいるからというような解釈はいたしません。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。

議案第12号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。放課後をどの子どもも健やかに過ごしていくことができるようにする、それが町に与えられた責務です。そのために指導に当たる職員は、保育や教育など専門性を持った人材が当たることが欠かせません。今回の条例第10条第2項では、支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とし、その1人を除いて補助員に代えることができるという条項を、放課後児童支援員のうち1人を除いた者または補助者が同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合、その他の利用者の支援に支障がない場合はこの限りではないと明記し、専任の除外規定を盛り込んでいます。これは放課後児童クラブの質の低下を来すおそれがあり、この条例には反対せざるを得ません。ご賛同をお願いします。

○議長（濱田芳晴） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）

○議長（濱田芳晴） 起立多数です。したがって、議案第12号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第13号 大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例

○議長（濱田芳晴） 日程第13、議案第13号、大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

○議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第13号、大朝保健センター設置及び管理条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第14号 指定管理者の指定について

- 議長（濱田芳晴） 日程第14、議案第14号、指定管理者の指定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第14号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第15号 令和3年度北広島町一般会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第15、議案第15号、令和3年度北広島町一般会計予算を議題とします。これより質疑を行います。一般会計予算の質疑については、歳入と歳出に分割して行います。それぞれ質疑を1人当たり3回までとします。まず初めに、歳入全般についての質疑を行います。質疑はありませんか。真倉議員。
- 3番（真倉和之） 歳入の20ページ、消防費の補助金であります。これ電源立地が今年は1000円しか見てありませんが、毎年こういうのではないような気がして見るんですが、お聞きしてみたいと思いますし、22ページ、民生費の県の補助金が今年は大きく減額になっております。この減額になった理由をお聞かせいただきたいと思います。それからその次、今年は財政的に苦しいとは思いますが、33ページの基金、財政調整基金、減債基金、これは予算も小さくなっておりますので、この繰入れが1000円しか見てありませんが、昨年あたりと違うのが、やっぱり予算の規模が小さいから、そういうことになっているのか、お聞きしてみたいと思いますし、それから最後の37ページの雑入であります。これは大朝の医療法人へ出したから、こうなっているのか、その点お聞きしてみたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） 財政政策課長。
- 財政政策課長（植田優香） 1点目の電源立地の交付金でございますが、例年、消防団の車両の更新の財源としておりました。今回、令和3年度につきましては骨格予算ということで、消防団の車両のほうは骨格予算のほうには含めておりません。現在は肉づけ予算として計上する予定にしておりますので、電源立地の交付金についても、そのとき計上させていただこうと思っております。それから42ページの基金の繰入れの財政調整基金と減債基金の繰入れの件でございますが、令和3年度の当初予算につきましては、財政調整基金と減債基金については予算に繰り入れておりません。現在は、繰入れなしという状態で予算編成ができておりますので、1000円のみ計上させていただいております。それから、すみません、雑入のところの質問をもう一度お願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 真倉議員。
- 3番（真倉和之） 雑入が前年度は2億8600幾らありましたが、今年は1億200何ぼですが、これは大朝のふるさと病院で、町の出資を云々するということがありましたが、この関係で、ここへ出ているのか、そこをお聞きしてみたいと思いますし、先ほど答弁をいただきまし

たが、電源立地については、政策予算の中で何ぼつくのかというところまでお教え願いたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 例年でお答えしますと、電源立地のほうは1100万円でございます。以上です。

○議長（濱田芳晴） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 雑入の件でございますけども、令和2年度につきましては、議員おっしゃいますように、医療法人社団からの出資金の戻入が計上しておりますので、その点が減額になったことが理由でございます。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 歳入、予算書24ページの県支出金、県補助金の民生費県補助金でございます。何で下がっているかということでございますが、介護施設等整備費補助金、こちらのほうが前年度はございましたが、骨格予算のほうには計上しておりませんので、減額といった理由になろうかと思っております。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 骨格予算では減額になっているが、政策予算、6月の分ではつくんかどうか、そこらも併せて答弁いただきたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 令和3年度につきましては、介護施設等整備費補助金、骨格予算のほうで4870万1000円の予算を計上するように考えております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 1点伺います。説明では、固定資産税が減収してますけれども、この理由は、評価替えによるものとのことですが、このコロナ禍による減収で払うことが難しくなった人がいるんじゃないかと思うんですが、その他の税を含めて一括払いを従来していたが、今回、その関係で分割になっているということはないかどうか伺います。

○議長（濱田芳晴） 税務課長。

○税務課長（矢部芳彦） 来年度の固定資産税の減収要因は、議員おっしゃるとおり評価替え、それから法人税率の変更が影響してくるということで見込んでおります。それから分割納付については、それぞれの事情に応じて個別に対応して納付をしていただくということもあろうかと思えます。以上でございます。

○議長（濱田芳晴） そのほか質疑ありませんか。質疑なしと認めます。以上で歳入全般の質疑を終わります。続いて歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 歳出の20ページ、まちづくりセンター管理運営事業です。ここにある20ページは、千代田のまちづくりセンターだと思いますが、今年度、当初予算にあったセンター長報酬291万6000円、これは今回、センター長という報酬の項目がないのですが、なぜでしょうか。また、会計年度任用職員報酬も約260万円増えておりますが、これは人員が増えると思うんですが、その内容について説明を求めます。併せて、この千代田のまちづくりセンターは、この報酬等除いてランニングコストは幾らになるか、旧センターと比べて幾ら増えることになるのか、伺います。

○議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（沼田真路） 千代田地域づくりセンターのセンター長の報酬につきましては、この20ページの会計年度任用職員の報酬の中に含んでおります。ランニングコストの比較につきましてはできておりません。電気等について、まだ実際に運用始まってみないと分からないということでございます。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 分かりました。ランニングコストはできていない。先ほど指摘した報酬と、さらにこの中に入っている千代田地域づくりセンター解体工事請負費を除くと、全てではないと思いますが、昨年度は718万3000円でした。千代田地域づくりセンター。2020年度はそうでした。来年度2021年度のこの予算では、報酬、工事費を除いて1389万7000円となります。全てではないと思いますが、旧千代田地域づくりセンターの今年までのランニングコストと比べて670万増えている。そうすると、概算にしますと、新センターは2倍に増えたんじゃないかというふうに理解していいかどうか伺います。
- 議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） これにつきましては人件費、人の現在よりは増えたりしておりますので、人件費部分、それから報酬の部分等含めてありますので、単純に比較ができないというふうに思っております。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 人件費といいますと、これに加えると何があるのか。シルバーさんの分等あるかもしれませんが、大きな額ではない。もし金額わかれば示してください。やはりこのランニングコストというのはどれぐらいかかるんだろうというのは非常に重要な関心事であって、なぜ、ランニングコストが計算できていないのか。大体普通、施設をつくったりすると、毎年幾らぐらいかかるよねという話は必ずあるはずなんです、なぜできていないのか伺います。それともう1つ、放課後児童クラブ運営委託料について先ほども質疑しましたが、条例で支援員の基準が変わり、これが適用されると業務委託料は変更になるのかどうか伺います。
- 議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 人件費につきましては、時間が現在は5時15分までの勤務となっておりますけれども、それを6時半までということもありまして、人員等のそういった充実させたこともそういった要因でございます。それからランニングコストにつきましては、現在は灯油等も使っておりますけれども、光熱費等が、新センターにつきましてはオール電化ということがございますので、そういったところも含めて、運用しながらでなければ、少しそういった推計ができないということでございます。
- 議長（濱田芳晴） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（西村 豊） 放課後児童クラブの委託料についてでございます。先ほど議決をいただきました放課後児童クラブの支援員の数というところなんです、実際には、20人未満というふうに条例上は定めておりますが、数人、要するにかなり少ない場合にそういった対応をするようになると思います。現在委託をしております千代田地域、それから大朝の児童クラブにつきましては委託という形になっておりますが、人数がかなり多くいます。実際のところ、この委託をしている児童クラブでの支援員さんの人員を1人にするということはなかなかないというふうに考えています。具体的には、現在補助金を出しています民間の児童クラブ、そういったところで登録者数がかなり少なく、なおかつ利用者が少ないような場合にそういった運

用になるというところで、補助金については、人数よっての算定方式もありますので、実際行ってみて、少なくなるというところはあると思います。

- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございます。10款2項小学校費、情報通信ネットワーク環境施設整備委託料の283万9000円と、10款教育費、3項中学校、中学校費の情報通信ネットワーク環境施設整備委託料142万円ですが、確認のためにお伺いをいたします。GIGAスクール構想の加速により、北広島町も新年度から小学校、中学校児童生徒に1人1台の端末が与えられます。そのため、学校内の通信ネットワーク環境整備の予算で間違いございませんでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（濱田芳晴） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 歳出の154ページ、小学校の情報通信ネットワーク環境整備委託料283万9000円と、中学校費、156ページ、同じく情報通信ネットワーク環境整備委託料142万円計上させてもらっております。これにつきましては、議員御指摘のとおり、GIGAスクール構想の実現という部分で、1人1台端末、この4月から学校に入ります。その端末の運用の部分で、管理委託の費用を計上させていただいているものでございます。
- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 学校内での通信環境が整い、この春から校内での一斉学習、また、共同学習が学校現場において平等に行われます。文部科学省が示したこのGIGAスクール構想の趣旨の中に、子供たちが家庭にいても学習を継続できる環境の整備とあります。この趣旨に基づいて、東広島市は、多様な子供たちを誰一人取り残すことがないよう、通信ネットワーク環境が整っていない就学援助世帯の家庭に、今年度中にモバイルWi-Fiが貸与され、また、呉市においても、通信環境のないご家庭にモバイルWi-Fiルーターの貸出しを行うということをお伺いをいたしました。国は、この緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備、Wi-Fi環境が整っていない家庭、モバイルルーター対応整備支援に予算をつけております。本町のWi-Fi環境が整っていないご家庭においても家庭学習が可能となるインターネット通信環境を整えていくべきだと考えます。このたびの予算には入っていないと思われませんが、今後予算化し、早急に取り組んでいく考えはおありでしょうか。お伺いをいたします。
- 議長（濱田芳晴） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 議員ご指摘のとおり、今回の当初予算には、そういった家庭での通信環境に係る費用は計上しておりません。まだ、この3月いっぱい、今年度で整備をして、まだ手に届いてないというところで計上してないという部分がございます。この4月から児童生徒に1人1台端末が届く中で、家庭環境に持ち帰ってどうするかという部分というのをしっかり学校とも協力をしまして、どういった事業の展開にしていくか、端末の活用についてどうしていくかということ研修をしっかりとしております。全自治体でも、そういった取組をなされておる、研究をなされているところがございますけれども、当町におきましても、しっかり研究をしまして、4月からいきなり家庭でのオンライン授業ということはとても無理だというふうには思っておりまして、今後の事業展開、家庭学習の展開の中で、しっかり取り組んでいきたいというふうにご考慮をしております。家庭でのWi-Fi環境とか、そういったネット環境については調査をしております。ないご家庭についてどうするかということは、今後の活用していく中でしっかり考えて、必要とあらば予算計上させていただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（濱田芳晴） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 必要とあらば予算計上されていかれるということでございます。今後、家庭学習ができない、そのような児童、また生徒を出さないように早急に取り組んでいただくよう求めたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） ほかに質疑ありませんか。真倉議員。
- 3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。17、18ページの2款1項の総務費の中で、ふるさと寄附金受領送付などの委託料とありますが、これにつきましては、私も昨夜電話をして、してもらった人へお礼の電話をしたんですが、税の証明はいつとるかというのを聞きまして、もらってると。ふるさと納税で、丁寧にいただいたと、返品をいただいたという礼までいただきましたが、これはここへ770万余りの予算組んでありますが、これはどういう組織で、これは返品を含めた予算なんかお聞きをしてみたいと思います。それから31、32のバスがありますが、代替バスは補助金、年々これは増えてくるような気がするんですが、この代替バスは、乗っておられる方も非常に多くは見られませんが、もう少し考えて、お金の大事な使い方はできんのかなというように思いますが、そこらをお聞きしてみたいと思いますし、それから76ページの不妊治療、昨年と同額の200万が組んでありますが、今年これで大丈夫なんだろうか。もう少し、人口増に対する取組がこれでいいんだろうかというような気持ちが持ちますけど、そこらを答弁いただきたいと思ひますし、それから114ページに、今年地域通貨の関係が入っておりませんが、これは政策予算の中でやられるのかということを知りたいのと、もう一つは、地域通貨自身を見ると、大体購入される人決まっているんですね。ある立場の人からいうと、これは金持ちが得する地域通貨だというような表現もされますが、そこらはもう少し改革したやり方はいかんのか、その点併せてお聞きしてみたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） まず、18ページのふるさと寄附事業の委託料でございますが、これにつきましては、インターネットの受付サイトが今現在3社と契約をさせていただいております。その3社に対する証明書の発行委託料、それからふるさと返品の代金、それから発送料も含んだ額でございます。それから32ページのバスの運行補助でございますけども、これにつきましては、現在関係する広島市、それから事業者等々実態にあったような再編、利用しやすい再編について、鋭意協議を進めているところでございます。以上でございます。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 予算書76ページの不妊治療でございます。前年度と予算が同額ではないかといったご指摘がございましたが、内訳としましては、不妊検査費のほうと一般不妊治療助成金5万円の3名ずつ、特定不妊治療助成金として20万円×7名、不育症治療助成金としまして30万円×1名、このような内訳で予算を計上させていただいております。今後、不妊治療される方も増えてこようかと思ひます。そういう状況にあわせて、予算の増額等補正予算で対応させていただければと考えております。
- 議長（濱田芳晴） 商工観光課長。
- 商工観光課長（中川克也） 地域通貨のことでございますけれども、本来、7款商工費のほうで計上させていただいております。今回につきましては骨格予算ということもありますし、議員ご指摘のとおり、購入者がほぼ決まっているような状況ではないかというようなご意見もいた

だいております。そういったことも含めまして、地域通貨の在り方について、関連団体と協議中でございます。今後はデジタル化、キャッシュレス化も含めて検討進めて政策予算のほうに計上させていただきたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑ありませんか。服部議員。

○12番（服部泰征） ついでに、今、地域通貨のデジタル化の分が出たので聞きたいんですけども、主要施策のほうでは、これは何か予算はゼロ円かなんかであって、この中にも書いてないんですけど、この予算ゼロ円というのは、取り組むのにお金がかからないということではないんですか。

○議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 現状では予算はゼロ円ということで、必要ないということで考えております。

○議長（濱田芳晴） 服部議員。

○12番（服部泰征） 何かしら、例えばソフトなりハード、パソコン買ったりとか、必要なときを考えて、最低でも1000円ぐらいつくのかなと思ったけど、ゼロ円というのはあり得るんですか。

○議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 政策予算のほうで、こういった検討も、令和3年度に向けてしておりますということをお知らせさせていただきたくて、項目を上げまして、予算的にはゼロ円でしたので、ゼロ円というふうな書き方をさせていただきました。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑ありませんか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。地域通貨の関連で質問したいと思いますが、今の地域通貨は何回か回すというふうなことがないので、利用される業者さんのほうも喜んでおられるということがありますが、多分この間の地域通貨、昨年12月末までに使用してくださいねということであったらと思うんですが、毎回、私も質問させていただくんですが、買うのは買ったが、よう使っていないよというのがあるのかなのか、あれば、どのぐらい使っていないのかと。やっぱり地域通貨を出すわけですから、プレミアムで10%だったろうと今回は思いますが、これしっかり使ってもらおうということが目的ですから、いや、全部使ってくれとってですよというなら、それでいいんでありますが、お聞きをします。

○議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 今回プレミアムで発行させていただきました地域通貨と合わせまして、住宅の支援としての地域通貨も併せて発行しておりますので、全てお使いになっておられるかどうかというところには、まだ整理をつけておりませんし、ちょっと申し訳ございませんが、手元に資料ございませんので、幾ら残っているかというようなところもちょっとお答えはできない状況ではございます。今まででも、全額きれいにお使いいただいているということではないというふうな認識しておりますけれども、一応プレミアム付きのものにつきましては期限をつけてご使用いただくということにしておりまして、その期間にお使いできなかったという方もいらっしゃるというふうには思っております。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） まだ整理がされていないということでありまして、一つのものだけではなくて、住宅を建てたときに地域通貨で広報しているということでありまして、それらについて



てもいつ頃に大体、決算がされてどのぐらいの効果があつたのかということを見ながら、次の年にその成果を生かしていこうと、あるいは課題を残していくということもあるわけですが、そこら辺はいつ頃になったら分かるのかということと、仮にそれが使用されてなかった場合はどこのものになるのか。商工会のものになるのか、町のものになるのか、そのところをお伝え願いたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 過去の実績を見ますと、お使いにならなかったという、金額的にもそんなに大きい額ではないんですが、実際そういった少額でもお使いにならなかったというのがございます。いつになったら分かるかということとでございますけれども、換金手数料等々の整理をさせていただいた段階でということになりますので、最終的なご報告につきましては決算時ということになるかと思ひます。それからお使いにならなかった場合のどこのものになるかということになりますけれども、販売につきましては商工会のほうで販売をしていただいておりますし、町のほうからも負担をしておりますので、両方の売上げという形にはなつてこようかと思ひます。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 使用されなかった場合は、何らかの形で雑入で入ってくるということの整理の仕方ですか。

○議長（濱田芳晴） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 実際の販売につきましては、商工会のほうで別会計をもって販売されておりますので、そちらのほうの収入という形にはなつてこようかと思ひます。

○議長（濱田芳晴） ここでお諮りします。日程の途中ですが、暫時休憩に入らせていただきます。20分から再開。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 06分 休憩

午前 11時 20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。ほかに質疑はありませんか。森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟でございます。

予算の内容ということではないんですが、意見にならないように質問させていただきたいと思ひます。23ページの総務費、総務管理費のスポーツ推進費であります。当初予算説明では、本来、これまではずっと10款で予算化されておつたものが、このたび2款の総務費のほうへ衣替えをされたということとあります。常任委員会のほうでも担当の課、財政政策課、まちづくり推進課、あるいは総務課のほうからお聞きをしております。私がお聞きしたいのは、これまで合併をして、本来まちづくり推進課は企画課でありました。当初企画課が相当な事業を持つておつて、あまりにもボリュームが多いということで、商工観光、あるいは企業誘致、立地、

定住、それとか道の駅、そういったもの新しい課をつくるなり、担当課を変えるとして、企画をスリム化をして、まちづくり推進課と名称変更したいきさつがあります。そうした中で、理由を聞いていますと、スポーツを核にしたまちづくりということで、それが大きな理由だということでありました。私も北広島町のまちづくり、スポーツを核としたまちづくりをするというのは異論は全くありませんし、賛成の立場をとっておりますけども、まちづくりということに名を借りて、また、まちづくり推進課が相当なボリュームを持つことが懸念をされます。そこをこのまま行っても大丈夫かというふうに思います。予算でいえば2億4000万余りがこのスポーツ推進費に組まれております。ほとんどがスポーツ施設の維持管理等の費用でございますが、この大きな予算をもって、まちづくり推進課がうまく機能するかどうかという不安もありますが、そここのところはいかがでしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 全体的な組織、事務事業の在り方ということでありますので、総務課のほうからお答えさせていただきます。まずはスポーツの考え方につきましては、今お話がありましたように、スポーツの持つ力、これが今までの健康増進だったり、競技スポーツだけではなくて、コミュニティの形成だったり、地域経済の活性化というふうな力もあるということで、一体的にこのスポーツ関連行政を進めるということで町長部局に移管するということでもあります。この動きにつきましては、国、県も同様な動きで、県におきましても2年前だったと思いますけども、知事部局のほうにこのスポーツ行政を移管をしております。その流れの中で移管するものであります。また、この考え方のもと、まちづくり、コミュニティの形成ということでもありますので、まちづくり推進課に移管したもので、まちづくり推進課につきましては、名称のとおり、まちづくりのほうに特化したいということで、その経緯につきましては、先ほどお話があったとおりでございます。特に地域コミュニティ、あるいは人づくりというところに力を注ぐという部署でありますので、今回のスポーツの在り方につきましても、その考え方のもと、地域コミュニティであったり、人づくり、地域の活性化というふうなことを考えて、まちづくり推進課に移管したものでございます。

○議長（濱田芳晴） 森協議員。

○6番（森脇誠悟） 理由はよく分かります。ただ、あまりにもまちづくり推進課の課の業務が、人員増ということも考えられますが、そういったパニック状態に陥らないような運営が必要じゃないかと、ちょっと意見になりよると思いますが、そこらあたりは大丈夫でしょうか。

○議長（濱田芳晴） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 一つの考え方として政策立案というもの、これは行政全般の政策という扱いの中で企画課でやっておりました。これかなり幅広い業務でありました。このものを財政と一体的に政策も考えていこうということで企画課から財政課のほうに移管をしたものでございます。こういうふうな幅広いものを一つの部署で持つことなく、それは財政、総務等含めて考えていこうということで、まちづくりということに特化をしたということでもあります。やはりまちづくりというものは広い観点ではございますけども、政策というまだまだ幅広いものを移管したこと、あるいは商工関係であるものは商工観光課のほうにというふうな流れの中で、確かに幅広い業務ではありますけども、まちづくりというふうな考え方のもと、ある程度限定した業務に注力できるということでこういう形にしております。また、これを推進するための

組織体系、人材というものは、それに対応するべき体制は整えていこうと思っております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。消防費の関係でございますけれども、消防団の屯所について、今、統廃合進めていらっしゃると思いますけれども、予算書の中にはこれに該当するものがちょっと見当たらないと思います。統廃合といっても一部廃止ということでございますので、そうすれば上物の撤去等もあるんじゃないかと思えます。そこで、その辺がどうなるかということと、令和3年度に向けて、住民説明でありますとか消防団員への説明、この辺はどのように進めていかれる予定か、お伺いをいたします。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） それでは危機管理課のほうからお答えいたします。屯所の統廃合ということでございます。現在、統廃合のほうで進めていますのは、今年度は千代田地域のほうで各地域を回りまして説明をさせていただきました。消防団の現状、出動の状況であるとか対応状況について説明をさせてもらって、先々人口減少、また団員の減少ということも先ほど条例改正の関係もありましたが、そういうことが起きております。その中で必然的にも、今地域のほうではちょっと消防団の活動が難しいよというふうなところもありまして、地域と相談をしながら、これから編成のほうは考えていきますが、今すぐ屯所を閉鎖するというのではなく、地域とのお話を進めながら、徐々にまとめていくということで、3年度についてこれを行うことはございませんが、また、地域での説明とか、そういうものを進めていくというふうには思っております。徐々にこの消防団の活動について、それから減少している地域でも消防団の方を応援してくださいというような意味も込めまして、地域では説明会をしていくつもりですが、全体的に進めるというわけではなく、今年度は千代田地域をやりましたけども、また、そういう問題ができたところに行きまして、地域と消防団の方、そして危機管理課のほうでお話をさせてもらおうというふうに思っております。

○議長（濱田芳晴） 大林議員。

○15番（大林正行） 現状分かりましたけれども、今、公共施設の総合計画の中で個別計画も立てていらっしゃると思いますけれども、その中で、今検討されていると思いますが、基本的な考え方、私も今の屯所少し多いんじゃないかなと。特に千代田地域。というので削減についてはやむを得ないかなと思いますけれども、町民の方は、やっぱり近所の屯所がなくなりますと、何か不安だなと、漠然と考える方いらっしゃると思いますが、そこら辺の基本的な考え方、例えば団員何人に1か所とか、面積的なものとか、そういうような基本的なものがあって計画をつくっていかれるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（濱田芳晴） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議員おっしゃいましたように、面積であるとか距離というものも加味しながら、消防団の屯所についての配置について考えていく必要があると思っております。確かに千代田地域22ございますが、全体的な旧町単位の部分でいきますと、千代田地域は、そういう屯所のほうが多うございます。全体的な密集地の部分、それから人口の部分を考えながら考えていこうと思っております。まだ、案としては危機管理課のほうで持っておりますが、まだ、皆さんにお伝えするところはできておりませんが、こういう面積と人口と、そのほか地域の実情も考えながら検討していただいております。

○議長（濱田芳晴） そのほか。真倉議員。

○3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。教育関係、149と150についてお聞きしてみたいと思います。ここで芸北分校の生徒受入補助金の問題があります。今、広島県でも県立高校が2校ほど新規募集を停止しておると。本年度からやめるというような話がありますし、非常に少子化の中で子供が減ってくることは確かでありますし、うちの地域からも島根県の隠岐島の高校へ行っておられる方もおられますが、あそこへ旅行したとき、あそこの町長といろいろと話をしてみました、なかなか大変だと、島というものは。おたくらのほうは陸続きだからええよというて、話を10分余り、港でさせてもらったことがあります、この生徒の募集について、昨年度は予算組めてますが、何人ぐらい目標にして頑張っていこうと思っておられるのか、それについては、わしらも支援していくものは支援していかないけんと思っております、考え方をお聞きしてみたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 芸北支所長。

○芸北支所長（清美宣正） 芸北分校の生徒受入支援補助金の件につきましてですけれども、地方創生推進交付金活用事業によりまして、高校を核にした新たな人づくり、人の流れづくりプロジェクトに、来年度から向こう4年間取り組むようにしております。芸北分校の存続につきましては、学校と地域を挙げて取り組んでおりますけれども、特に芸北地域の少子化は著しく、他地域からの入学する生徒の確保が必要となります。そのため、全国募集が可能な特定校に指定されて現在、全国へ募集をしておる状況です。特に今年度から東京や大阪などの都市部の生徒を芸北分校へ進学をするという目的で、全国のそうした同じような自治体と連携しながら、全国合同説明会ということに取り組んでおります。そうした取組を今後も広げていって、他地域からの受入れを確保していきたいということと併せて、学校と地域が連携して、学校の魅力づくりを図っていこうという取組もこの事業の中で掲げております。併せて受入れ体制、いわゆる下宿、寮の運営についても、ある程度充実した運営ができるようにということで取組を計画しております。そうした中で、この受入補助金が、これまでは、去年が当初700万程度でありましたけれども、3年度につきましては940万ということで、これまで1人1月1万円の補助をしておりましたけれども、それを上乗せして、運営する団体へ支援をしていこうという計画で進めております。以上です。

○議長（濱田芳晴） 真倉議員。

○3番（真倉和之） 募集人数の目標は。

○議長（濱田芳晴） 芸北支所長。

○芸北支所長（清美宣正） 人数の目標までは定めておりませんが、ここの中では、現在の人数を確保していこうということで予算立てをしております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。以上で歳出全般の質疑を終わります。これをもって一般会計予算の質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第15号、令和3年度北広島町一般会計予算について反対討論を行います。第1は、まちづくりセンターの維持管理費を質疑しましたが、答弁について問題外ということで、同意できないということです。町民の最大の関心事は、ランニングコスト、幾らかかるんだということでありまして。ところが調べていないとか、これからやってみないと光熱水費が分からないという状況で、何のための当初予算の審議なのか理解できないわけです。財政が厳しいと言いながら、ランニングコストの概算も出していないことは、

とても驚きであり、納得できるものではありません。私の概算は、先ほども少し触れましたが、旧センターと比べ、新センターのランニングコストが約2倍になるんじゃないかという心配があります。これは町民の皆さんも同じであり、違うのであれば、しっかりした試算を早く出すべきです。また、これまでこのランニングコストについて聞いてまいりましたが、従来とほとんど変わらない、ほぼ同じだと答弁されてきたことから今回の答弁は理解できるものではありません。第2は、解放団体補助金47万円です。特別扱いはやめ、必要なら一般行政に移すべきと一貫して言うておりますが、今回もそれがもう一つの理由です。3つ目は、ホストタウン交流推進事業です。新型コロナ感染拡大が世界中で収まらず、またワクチン接種の時期も明確になっておらず、今年夏の開催は困難じゃないかと考えられます。この今回の町の予算、これはどうしても必要であるならば、6月の肉づけ予算で組めばよく、今回について削除すべきではないか、または減額すべきじゃないかと考えます。それをコロナ対策や生活が困難な方への支援に回すべきだと考えます。議員各位のご賛同をお願いします。

- 議長（濱田芳晴） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）
- 議長（濱田芳晴） 起立多数です。したがって、議案第15号、令和3年度北広島町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第16号 令和3年度北広島町国民健康保険特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第16、議案第16号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第16号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第17号 令和3年度北広島町下水道事業特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第17、議案第17号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第17号、令和3年度北広島町下水道事業

特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第18号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第18、議案第18号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第18号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第19号 令和3年度北広島町介護保険特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第19、議案第19号、令和3年度北広島町介護保険特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第19号、令和3年度北広島町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 令和3年度北広島町電気事業特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第20、議案第20号、令和3年度北広島町電気事業特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第20号、令和3年度北広島町電気事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第21号 令和3年度北広島町芸北財産区特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第21、議案第21号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）
- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第21号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第22号 令和3年度北広島町診療所特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第22、議案第22号、令和3年度北広島町診療所特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。真倉議員。
- 3番（真倉和之） 3番、真倉和之です。質問というよりか、どういう流れでなりよるんだろうかお聞きしてみたいと思いますが、行政報告見ていただきましても、45ページから46ページ、患者数、外来、リハビリ、歯科ともに患者が減少してきております。これは昨年度と比べて減少しておるわけですが、これはコロナによってこういう現象が出てくるのか、その要因はどこだと考えておられるか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） コロナの影響も多少あるようには聞いております。全体的に人口減少も原因があるというようにお伺いしておりますし、3月、4月、5月、緊急事態宣言中につきましても患者の減少、受診控えがあったようには聞いております。
- 議長（濱田芳晴） 真倉議員。
- 3番（真倉和之） 今のような答弁でいいんかどうか知りませんが、今後人口減少が来るとともに受診者数が減少してきたときに、一般会計からの繰入れが多くなっていくわけなんですね。そこらも併せて、今からは将来見据えて、5年先、10年先を見据えた考え方をしていきたいと思います、非常に人口減少というものは与えてくる影響、地域に与えてくる影響というものは非常に大きいものがありますので、そこらの考え方を併せて再度お聞きしてみたいと思います。
- 議長（濱田芳晴） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 今後やってきます人口減少見据ええた経費の削減等に努めていく必要があると感じております。また、地域医療を守るといった側面からも、診療所等の維持というものも必要になってこようと思いますので、今後、先ほど申しましたように、人口減少見据えながら、経費の削減には努めてまいりたいと考えております。
- 議長（濱田芳晴） 真倉議員。
- 3番（真倉和之） 私が一般質問でもしましたが、やはり人口減少、どうしてもしょうがないんですね。このもの止めようがない。そうしたときに、そこへ住む人の健康管理については、しっかりしていくのが一つの行政の役割でありますので、その点をどう考えておられるかという

意味で私が聞いているわけでありまして。私がいろいろと病院へ行きますが、今、4つの病院行ってますが、大概のところは患者が減ってきております。一番厳しいことを言われる病院の院長は、経営がどうなるんだろうかという相談を受けたのが、これは安佐南区の河内の病院であります。そこら含めて、今後どのようにおたくら考えておられるのか。人が減っても健康管理については行政の責任でありますので、その点について、再度思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 住民の方の健康管理につきましては、引き続き保健事業に取り組みながら、また、地域包括ケアの推進といったところも含めまして事業を展開してまいりたいと考えております。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。私も歳入について中身をお聞きしたいというふうに思いますが、まず、4ページの文書料というのが21万円ほどありますが、これ骨格予算ですから、確定のものではありませんが、多分この文書料というのは診断書等の文書料かなというふうに理解をしておりますが、そのところをお聞きをしてみたい。それから6ページであります。やはり歳入であります。雑入が雄鹿原が30万、歯科が90万、八幡が10万というふうに数字が載っています。これも骨格でありますから、確定したものではもちろんありませんが、ひょっとして、これは雑入ですから、自己負担の医療費の関係の納まっていないのを納めてもらうということでの受皿としての雑入なのか、お聞きをしてみます。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） まず、4ページの文書料でございます。こちらのほうは議員おっしゃられましたとおり、診断書交付手数料でございます。6ページの雑入でございますが、こちらのほうは、郡医師会からの休日当番医の手当、また、パット、おむつなどの衛生材料費、それとあとハブラシ、歯磨き剤などで雑入と計上させていただいております。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 言うてみれば、備品というものに当たるんかどうかわかりませんが、それらが売れたのが雑入で入ってくるということの説明だったように思いますが、とすれば、今の3つの診療所についていけば、全て医療費の関係の自己負担分、患者さんが負担するという部分の未納というのは、ないということと考えていいですね。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 患者様の未納分は入ってございません。

○議長（濱田芳晴） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 未納は、ないということですか。それともあるんだけど、当初予算には組んでないよということですか、お聞きをします。

○議長（濱田芳晴） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 患者様の未納分につきましては、あるかないかと言われましたら、現在のところ把握しておりません。

○議長（濱田芳晴） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第22号、令和3年度北広島町診療所特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第23号 令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第23、議案第23号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第23号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第24号 令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第24、議案第24号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）

- 議長（濱田芳晴） 起立多数です。したがって、議案第24号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第25号 令和3年度北広島町水道事業会計予算

- 議長（濱田芳晴） 日程第25、議案第25号、令和3年度北広島町水道事業会計予算を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立全員）

- 議長（濱田芳晴） 起立全員です。したがって、議案第25号、令和3年度北広島町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。ここで休憩させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 58分 休憩

午前 11時 59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（濱田芳晴） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発議第1号 北広島町監査委員条例の一部を改正する条例

- 議長（濱田芳晴） 日程第26、発議第1号、北広島町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 発議第1号、令和3年2月10日 北広島町議会議長 濱田芳晴様。提出者 北広島町議会議員亀岡純一、賛成者 北広島町議会議員真倉和之、同山形しのぶ、同伊藤淳。北広島町監査委員条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨であります。地方自治法等の一部を改正する法律により、議員のうちから選出する監査委員の義務づけが緩和されました。その趣旨を踏まえ、監査委員と議会の監視機能における役割分担を考えた場合、監査委員は、専門性のある識見監査委員に委ね、専門性や独立性を発揮した監査を実施され、監査機能の充実強化がより図られることが望ましく、議会は議会としての監視に集中し、議会の機能強化を図るべきであるため、北広島町監査委員条例の一部を改正する条例を提案するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（濱田芳晴） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。この議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要だという考えから導入されたそうです。実効性ある監査とは、政策の妥当性という観点をもった監査。2つ目は、町政課題を大きな流れで把握した上で監査に臨める。3つ目は、執行機関の監視という議会での経験を反映できる。4つ目には、町民の代表としての目線を生かして監査できるということであります。この実効性ある監査について、これまで北広島町において、何か問題があったのか伺います。
- 議長（濱田芳晴） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） ただいまの質問であります。実効性ある監査について何か問題があったかということについては、特に問題があったというふうには思っておりません。
- 議長（濱田芳晴） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 特にないと。2つ目は、北広島町議会基本条例では、議会の活動原則第2条として、町長等執行機関の事務の執行について監視及び評価を行う。そのために必要な資料提

供を町長等に求めるとともに、独自に調査活動を行うものとするがあります。議選監査委員を廃止した場合、これまで監査に提出されていた決算資料や情報を議会はどのようにして知ることができるのか、伺います。

○議長（濱田芳晴） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 議会がどのようにして知るかということについては、議員各位の議員活動として求めていくということになろうかと思えます。

○議長（濱田芳晴） そのほか質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。発議第1号、北広島町監査委員条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。反対する理由の第1は、質疑でも述べましたように、議選監査委員が必要である理由として、実効性ある監査が上げられておりますが、北広島町の監査会では、これまで問題は起きておらず、また、議選監査委員について国の審議を見ますと、その廃止の理由の一つに任期が2年や1年で代わっているということが指摘されていますが、北広島町議会の場合は、任期は4年で、再選も認められております。ですから、これについては理由にならない。第2に、議選監査委員を廃止した場合、これまで監査で提出されていた決算資料や情報を議会はどのようにして知ることができるのか聞きましたが、これについては議員個人の努力に凶られるという答弁でありました。北広島町の憲法と位置づけるまちづくり基本条例の第5条の情報共有の原則の中で、まちづくりについての情報を共有することを基本に進めなければならないとし、町は、住民の求めに応じて情報を提供するだけでなく、自らも積極的に分かりやすい情報を迅速に発信していくよう努力する必要があるとし、協働のまちづくりの原点としています。そして、その解説では、その情報は、情報公開条例に基づき、情報公開を進め、個人情報を含む情報については、北広島町個人情報保護条例に基づき、個人の権利や利益を侵害しないよう十分に配慮するとしています。この立場から、監査会で示す決算資料を条例上認められるものについては議会に提出すべきと考えますが、先ほど言いましたように、個人の努力というふうにされました。これは組織として認める必要があると思えます。第3に、発議の趣旨において、独立性、専門性を発揮した監査が実施され、監査機能の充実強化がより凶られるようにとあります。この点について、第29次地方制度調査会第13回専門小委員会において、全国都道府県議会議長会会長の家元丈夫氏は、議選監査委員について、特に住民に最も近い存在である議員は、日頃の議員活動、議案審議等を通じて得た当該団体の事務全般に対する幅広い知識、識見を持っているとともに、住民の目線により監査に当たることができるという観点からも、監査活動における議選委員の存在意義は大きいと述べ、監査委員制度の見直しについては、以上のような趣旨から慎重な審議を再度お願いしたいと主張しています。その上で、急いで廃止すべきではないと言っています。第4に、監査で重要なことは識見を有する監査委員と、実効的な監査を行う議会推薦監査委員がそれぞれの役割を果たすことだと考えるからです。このように、国の調査会においても賛否があり、また現在、広島県内においても議選監査委員を廃止した市町がない中で、北広島町議会だけが拙速して廃止するのではなく、もっと慎重に審議すべきであり、今議会での議選監査委員の廃止は見送るべきと考えます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（濱田芳晴） ほかに討論ありませんか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。私は、亀岡議員の提案に賛成の立場で討論

をいたします。これまで議員選出の監査委員というのが決められていました。皆さんが議員になって、私も議員になって監査委員に立候補することもできるという制度でありますし、誰かが監査委員は務めなくてはならないということでもあります。私は、監査委員の任務というのは、皆等しく、誰もが議員全員が同じ権限を持っているというわけでありましてけれども、ただし、決算に対してでありますけれども、監査をするということになれば、同じように議員に立候補して、同じ権限を持って役職に就くわけでありまして、決算において、自分が監査をしたわけでありまして、そのことに物申すということが本当にできるにはできますが、やはり難しい状況がある。つまり同じ権限を持ってこの舞台に立ったのに、その監査委員だけが同じことができないということでもあります。そういうことも踏まえて、このたびの法改正があったというふうに私は理解をしておりますし、本来、決算についていえば、やはり専門性が高いという部分も含めて、いろいろなものを提出を得て判断をしなくてはならないという部分を含めたら、やはり議員がなるべきではなくて、あるいは公認会計士とか税理士とか、そういう専門性のものを持った方がその職に就いて毅然と執行部に対して物を言って、行政の進め方にメスを入れるということが私は必要だろうというふうにずっと以前から思っておりました。それがやっとならぬ私に完成するなというふうに思っておりますので、ぜひ皆さんにも同じ権利を、監査委員だけが特別に難しい、あるいは言いにくいんだというふうなことがない立場に皆さんが立ちたいというふうに思いますので、議員の選出をしないという提案に対して賛成するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

- 議長（濱田芳晴） ほかに討論ありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。（起立多数）
- 議長（濱田芳晴） 起立多数です。したがって、発議第1号、北広島町監査委員条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程を全部議了しました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。2月1日の開会から本日までの10日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。令和3年度当初予算に計上しました事業等を確実に実行することはもとより、明るく元気なまちづくりを目指し、全職員と総力を挙げて邁進してまいります。また、このコロナ禍を町民の皆さんとともに乗り越えてまいりたいと考えております。今後とも町行政の運営につきましてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。
- 議長（濱田芳晴） それでは閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、本日まで10日間の会期で、次世代を考えながら議会執行部で議論を行い、提出された議案全て議了して、本日で閉会します。議員と町長は3月の選挙、職員は4月の人事異動があり、続ける人、辞める人、みんな元気であれば明日がやってきます。それぞれの立場で頑張っていたいただきたいと思います。最後に、町民の皆様も元気であれば明日は必ずやってきます。早くコロナが収束して、平穏な生活が取り戻されることを願いながら、また、町民をはじめ皆様のご協力、ご支援に感謝を申し上げ、私の閉会のご挨拶とします。以上で令和3年度第1回北広島町議会定例会を閉会します。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 16分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~